

ISSA

れどおり、怠惰という結果を招いたり、責任の回避を促進したり、しかも、主たる当事者による管理を阻害している。

医療の改革については、医療を担当する諸団体は次のような基本的役割を達成するため再編成されるべきである。すなわち、基本的役割は、まず、(i) 公衆保健における役割は、一般国民と労働に従事する特殊な労働者グループの双方に発生する健康上の危険を除去するように計画された特定の健康保護である。次に、(ii) 必要な基本的事項は明らかに法律で定義づけられてきた社会的疾患と戦う努力である。この努力は適切な高水準のセンター内に組織されたり、また、他の保健的機能をもつ組織と協力させる場合に、効果的となるであろう。状況や規模は正確に知らされなければならないし、原因と効果は研究されるべきで、これらの疾患の蔓延を予防し、かつその影響を減少することができる治療が求められるべきである。さらに、(iii) 肉体的および精神的障害者に対する扶助にみ

られる不適切性と欠陥の克服があげられるがこれは要求された役割や達成される結果について全般的な見解と関連づけられて行なわれ、最終的な目的としては回復とリハビリテーションである。この形の扶助は要求された機能、技術および組織の型により異なっている。精神病の問題は優先的な部門であり、すでに保健省が提案したように、精神病施設は改革の中でも緊急の対策を要する事項とされている。中でも、精神病院の収容につきまとめていた欠陥、つまり人々を堕落させるという汚名を除去する必要がある。多くの型の精神病は強制収容を必要とすることなく完全にまたは一部を治療することができる。その問題は治療を受けることができない人々に対する人間的な取扱いにも関連をもっており、その処置は従来制限されていた手段を放棄するという態度で実施され、その手段は医学的およ

び社会的な世話の分野で達成された最近の発達からみれば、旧式なものとなってしまっている。最後に、(iv) 治療について、その手段がきわめて多様な場合には、討論や論議を拡大するために、討議の場を広く公開すべきである。これは重要性の順序からいえば、第一義的なしかも基本的な問題である。治療はその最も広範なかつ最も一般的な意味で理解されるべきで、これは人の予防的処置から回復までの全治療過程を含んでいる。

結論では、医師と患者との間における秘密は、医師および病院に対する選択の自由という手段で維持されるべきであると強調されている。

“Considerazioni su problemi di sicurezza Sociale”, *I Problemi della Sicurezza Sociale*, No. 6, 1965, pp. 949-65.

社会保障の将来

バーミンガム大学教授 François Laffitte (イギリス)

本稿はイギリスの社会保障の将来における

発展について、多方面から加えられた評価が

述べられている。

全人口のうち半数をこえる人々は経済活動に従事していない。かれらの所得というものは扶養家族として稼得従事者からの移転で調達されている。このことは、稼得従事者の所得が喪失された場合に、所得を移転する権利を与える公的な社会保障政策の本質的条件であるとされてきた。稼得活動による所得を中断した者に、とくに老齢者に、少なくとも資産所得の一部に依存せしめることがより一層強調されるようになるので、社会保障による所得の移転に含まれた本当の意義は将来より少なくなるかもしれない。富裕が増大する条件のもとでは、多くの調整が望まれるであろう。プールされた基金は直接的にまたは生命保険を通じて、生産的資産における配分を購入するために用いられる限り、雇用と関連させた年金は、振替所得よりもむしろ将来の資産所得を各個人に保障するある集団的手段である、ということが指摘される。

救貧法を次第に追放してきた新しい扶助制

度は、扶助に対して準法的権利を与えている。Lloyd George から Beveridge までの社会保険では、社会保険は、毎週の拠出により人々が各給付を購入しているように思われており、国が支給する社会的所得の受給条件から資力調査を排除することや、また有利な立場の労働者が国の保護から独立して保障される社会的所得に対して集団的な人々の権利を拡大するという問題を社会保険がもっていた。しかし、Beveridge の制度は集団的な失業、引下げられた賃金水準、低下した出生率、および経済的・社会的悲観という傾向をもつ社会のために計画されていた。すなわち、その制度は完全雇用、執拗なインフレーション、増大する豊富な供給、経済的楽天主義、および変化した人口傾向をもつ現実の社会にとって、具合の悪い手段が採用されたということが、次第に明白となってきた。

現在、生存ぎりぎりの限界の場合を除き、要求は均一率ではなくて、正常な収入や慣習的な生活水準と関連させた給付率となっている。政府の制度に含まれない別な制度として

実施されているが、職業に関連させた疾病給付制度、その他の公的制度からはみ出た制度および年金制度は数百万人の労働者をカバーしている。公的な活動を通じて実現されたこれらの新しい制度を一般化することは、Lloyd George—Beveridgeの制度の終焉を意味するであろう。現在設けられている賃金と関連させた制度は、引き続き賃金と関連させた疾病給付や失業給付を登場させるものと思われる。それらの採用はヨーロッパにおけるイギリスの隣人達と、より一層密接に歩調を合わせることになるであろう。巨大な管理機構の単純化は、たとえば当初 6 週間（ドイツの制度を参照）における全賃金の標準を定めることにより、短期的疾病に対する政府の支払いを中断することであった。退職後の所得では保守党によって提案されたように、公的に保証された最低所得として国民保険の均一率給付を残しながら、雇用に関連させた強制的な制度を設けることによる公的な手段から私的な手段に移る重要な変化（または、むしろ振替所得の概念から権利による資産所得へ

の変化)は、提案に困難が生じていない。雇用に関連させた年金制度による数千の基金は二つの徹底的な思い切った単純化により、人々の取得した年金権の法的な取得権となる。公的および私的雇用の両部門間でも自由な動きがあるので、少数の産業別による制度に統合化される企業への強制、およびこれらの制度やこれらとほぼ同様な公務員の制度のすべてを作る強制において、上記の年金権が取得される。価格を引上げるという手段により使用者が行なう調整によって生ずるとくに困難な他の障害は、政府が管理と財政にきわめて密接な関係をもつて、公的手段と私的手段の間における差別は大きな意味をもたなくなるであろうという結論が得られている。

イギリスにとって隣人に当たるヨーロッパ各国がイギリスの動きに同調するという要求が生まれ、またインフレ防止あるいは繁栄の分配による年金、あるいは等価年金かのいずれかで生計費もしくは生活水準の動向に年金の自動的調整を行なう要求がうけいれられ

るであろう。保険数理家協会は共同市場への参加によってイギリスの社会保障に生ずる影響を検討するために、1963年に開かれた会議でこの見解を採用している。政府以外のいかなる代行者も、大部分の人々に対して年金の実質的価値を保証することはできないし、自由な動きを促進することもできないし、また単に給付で購入できる品目だけではなく、ニードを考慮することができない。1964年の選挙以前における労働党の全国的な制度に対するプランは、現代のニードと調和していたがしかし、ある修正が要求された。すなわち、そのプランで示されたのは、(1)調整 Contracting out の不採用、(2) 雇用に関連させた年金制度を繁雑なものとする高水準の給付、(3) 民間産業における公共投資に対してある大規模な基金を設立することにより行なわれる間接的な国有化、および (4) 賃金に関連

させた拠出による自動的財源調達が含まれていた。家族手当については、この制度は一般的でないし、また、事実上ではこれらを引上げる圧力が存在していない。したがって、社会と各個別的な両親の間において養育費を分担するという状況がいぜんとして存在している。全般的な問題は再検討が必要で、恐らく富裕な社会において実現するのであると思われるが、正常な家庭に対して現金による扶助あるいは財政的救済を提供することは不必要となり、困窮が認められる場合は除かれるであろう。そのような扶助は人口問題を強め、恐らく家族計画に対する政策は世帯の所得に対する近代的な政策と不可分となる。

“The Future of Social Security”, *Social and Economic Administration* No. 1, January, 1967, pp. 3-15.

経済・社会政策の手段と補足的賃金基金

Natale Lafranconi (イタリア)

の法律的、社会的、および財政的側面の検討

本稿は産業労働者に対する補足的賃金基金